

篠崎進士 法律事務所報

2015年 夏号

教育を受ける権利と知事の学校設置認可権 02
(予備校の設置認可をめぐる全国初の判決)

所長弁護士 篠崎 芳明

大田市場花き部における 03
破産会社X社の仲卸事業譲渡について

副所長弁護士 進士 肇

民暴ABC 04
反社との面談・交渉の仕方について
(その7)

弁護士 小川 幸三

詐欺・横領等の 05
被害についての
刑事上・民事上の対応

弁護士 中山 祐樹

出版書籍紹介 06
『警察安全相談対処ハンドブック』

事務所旅行記 / 退所ご挨拶 07

近況報告 08

教育を受ける権利と知事の学校設置認可権 (予備校の設置認可をめぐる全国初の判決)

篠崎・進士法律事務所所長

弁護士 篠崎 芳明



私は、高校生の頃に、「この世の中には強者による弱者の支配や不条理な強制の横行など、改善しなければならないことがたくさんある。弁護士は、個別の案件で弱者を救済するばかりではなく、事案解決（判決）で明らかにされた正義が、判例法として確立すれば、同様の案件は同じ法理により解決されることになるから、（新）判例の確立は、社会の不条理を糺す、まさに立法行為である。弁護士は、真にやり甲斐のある価値ある仕事だ。」と考えて、弁護士を将来の職業と決めました。

今回は、私が原告訴訟代理人をつとめた「予備校の設置認可をめぐる全国初の判決（代々木ゼミナール小倉校設置不認可処分取消訴訟判決）」を紹介します。

この事件の発端は、大手予備校の一つである代々木ゼミナール（代ゼミ）が福岡県北九州市に各種学校である小倉校の設置認可申請をしたところ、福岡県知事が設置不認可処分をしたことにありました。代ゼミ校の設置認可を認めれば、駿台予備学校など他の大手予備校もこの地に進出することになるから、地元の予備校が経営上困ることになるというのが不認可の主たる理由でした。

しかし、多くの予備校が競合すれば、授業内容に競争が生じる結果、各予備校の特色が明らかになって、生徒の学校選択の幅が広がり、教育水準の向上も期待されるなど、地元生徒に多くのメリットがある筈です。にもかかわらず不認可とした場合は、生徒の教育を受ける権利が実質上侵害されることになります。

私は、このような行政処分は、まさに不条理の強制であり、生徒の教育を受ける権利が実質上侵害されるから決して許してはならないと考え、各種学校設置認可の実務（行政実態）を調べてみました。

すると、①日本には、寺子屋の伝統から多くの私立学校があり、「塾」とか「ビジネススクール」と称しているが、ほとんどが無認可校であること、②認可校には各種の税金特例や学生割引が認められるが、無認可校にはこれらが認められないので、主宰する学校もそこで学ぶ者も不利益を被ること（無認可校の事業者は事業税などの税金を負担するから認可校に比して経営上不利であり、生徒も授業料が高額化し、通学費用がかさむなど負担が大きくなる）、③法制度上、各種学校や専修学校の設立は、都道府県知事の専権とされており、都道府県知事の認可がなければ「学校」にできない仕組みになっている（学校教育法134条）が、設置認可の実体的要件は、省令である「各種学校規定」（施設、設備、教員組織などを規定）が定

めているだけであること、④ほとんどの都道府県知事は、法律上根拠がないままに、独自に設置した「私立学校審議会」の答申を下に設置認可の可否を判断する扱いをしているところ、「私立学校審議会」のメンバーには、既設の私立各種学校（専修学校を含む）の経営者が多く選任されており、新規の学校参入が自らの学校経営に不利益を及ぼすときは、既得権益を守るために「適正配置」を理由に「認可不相当」を答申し、県知事はこの答申を理由に新規の学校設置を認めない扱いをしていること、⑤そこには官民の癒着構造すら見えること、などが明らかにになりました。

私は、代ゼミの高宮行男理事長（当時）に「地元生徒の教育を受ける権利」を守るために、福岡県知事を被告として小倉校学校設置不認可処分取消訴訟を提起するよう進言しました。日頃から指導監督を受けている立場で、行政を相手に訴訟提起をするにはよほどの覚悟が必要です。しかし、高宮理事長は、私の説明を聞いた後に、地元生徒のために頑張ろうと周囲の反対を押し切って訴訟提起を決断されました。

被告（福岡県知事・実際は当時の文部省）は、答弁として「適正配置」により中小規模である地元校の経営に配慮すべきは当然であるなどと反論して、請求の棄却を求めましたが、判決（福岡地裁平成元年3月22日／判例時報1310号33頁）は、代ゼミ小倉校の学校設置不認可処分は違法であるとして、これを全面的に取り消す判決を下しました。

その理由は、私立各種学校に関するかぎり教育活動は自由であり、各種学校に学ぶ生徒の教育を受ける権利を実質的に保障するとの観点から、知事に一定の裁量権が認められるが、それ以外の事情を考慮することは許されず、「適正配置」を不認可の理由にすることはできないとするものでした。

この判決は、マスコミなどで大きく取り上げられ、その後の各種学校設置認可はすべてこの基準で判定されることになったことから、「適正配置」を理由とする学校設置不認可はなくなり、日本の私立各種学校（専修学校を含む）の設置認可にかかる行政実務は大きく変わることとなりました。これにより、生徒の教育を受ける権利の保障と学校の設置認可に絡む既得権益の排除が全国的に実現したのです。

私は、この事件から、あらためて（新）判例の確立は、社会の不条理を糺す、まさに立法行為であることを確信し、新判例の確立に邁進していく決意をあらためて固めたのでした。

大田市場花き部における 破産会社X社の仲卸事業譲渡について

篠崎・進士法律事務所副所長

弁護士 進士 肇



東京都中央卸売市場の大田市場花き部における破産会社X社の仲卸事業譲渡を経験したので、お知らせします。詳細は、きんざいの「事業再生と債権管理」149号（平成27年7月号）に掲載される予定ですので、そちらもご覧頂ければ幸いです。

1 保全管理命令

東京都中央卸売市場大田市場は、東京モノレールの「流通センター」駅から歩いて10分。X社は大田市場花き部（花市場）で花きの仲卸業務を営んでいた会社であり、平成25年10月に店舗を閉鎖し、平成26年1月に東京地裁に破産申立てをしました。当時の主な資産は、仲卸業務許可及び施設利用権だけでした。都の市場で仲卸業務をするためには、都から仲卸業務許可を取得することが必要です（東京都中央卸売市場条例24条1項）。そして、その事業を譲渡するとなると、今度は都の認可が必要になります（条例29条）。この仲卸業務許可及び施設利用権（花を販売するブースの賃借権のようなもの）を一体として事業譲渡するわけですが、いかに高価処分するかが問題となりました。

破産開始決定が出るも肝腎の許可が取り消されてしまうので（条例28条）、東京地裁は保全管理命令（破産法91条）を発令して私を保全管理人に選任し、保全管理人が事業譲渡を進めました（破産開始決定は、事業譲渡契約決済後の平成26年7月）。破産開始決定の未発令は、許可取消しを受けないための必要条件に過ぎませんから、油断はなりません。卸売業者がX社宛て売掛金の「不払届」を都に提出しているもので、X社が条例103条1項4号の「売買仕切金又は買受代金の支払をしないとき」に当たるとして、都から仲卸業務許可取消処分を受けてしまいます。事業譲渡実行の前に仲卸業務許可が取り消されれば、事業譲渡して換価しようという保全管理人の目論見は崩れます。幸い、都のお話では、仲卸業務許可の取消処分のためには聴聞手続等（条例103条5項、28条3項）で3カ月はかかるとのことで、まだ時間は残っていました。

2 事業譲渡における「債務の承継」の問題

事業譲渡は事業の売買契約ですから、譲渡する権利、承継される債務・契約を譲渡当事者間の合意で定めることができるので、譲受人が譲渡人X社の債務を当然に承継するわけではありません。しかし都は、都作成の取扱要領に、「譲受人は譲渡人の一切の債権、債務を譲り受けなければならない」と規定されているから、仲卸業者の事業の譲受人は、譲渡人である仲卸業者の一切の債権債務を承継すると仰います。納得がいかないので、次のような反論をしました。①事業譲渡においては、譲渡・承継の対象は譲渡当事者間の合意で決まり、譲受人が譲渡人の債務を当然に承継するものではない。取扱要領は、会社法上の事業譲渡における債務不承継原則とは明らかに異なり、疑問がある。②取扱要領は都の内規に過ぎず、規定も不分明で、本件事業譲渡契約の内容を法的に拘束しない。③都は、平成19年2月に大田市場花き部内で事業譲渡を認可しており、その際に債務承継が行われた形跡はない（本件は、史上2件目の事業譲渡事例でした）。

都の見解は大いに疑問でしたが、条例29条の認可を得るためには、是々非々で対応するとしても用意な争いは避けるべきです。都の見解は拝聴しながら、当方の意見は明確に述べるという対処をしました。また、譲受人に対し、譲渡人の債務の承継について紛争が起きる可能性のあ

ることを告知した上で、事業譲渡契約を締結することにしました。

3 事業譲受人の選定にあたっての入札資格者の範囲

事業譲渡の譲受人の選定には入札方式を採る考えでしたが、入札対象者の範囲を決めるにあたり、事業譲渡認可の要件を明らかにした法令が見つかりません。都に要件を尋ねたところ、新規の仲卸業務許可申請に準じた判断になるとのことでした。都の回答及び仲卸協同組合の反応から、組合内の約20社の仲卸業者の中から選んでほしいという意識が看て取れました。それに従った方が無難ですが、入札資格者の範囲を拡げた方が競争原理は機能しますし、卸売業者には外部の花き販売業者を推薦して入札させたいという意向も見られました。そこで、少しでも風穴を開けたいと思い、入札資格者を、「東京都中央卸売市場大田市場花き部門の仲卸業者、及び卸売業者が推薦する花き販売業者」としました。

4 不払届、その撤回、解決届

卸売業者が「不払届」が提出したと前記しましたが、これは、仲卸業者が卸売業者に代金を支払わなかったときに、卸売業者が都に対し、仲卸業者に対する許可取消処分等を要請するために行うものです。都は、「不払届が提出されている限り事業譲渡の認可はしない。」と言うので、「不払届」は放置できません。保全管理人は都に対し、業務許可取消しなどせずに事業譲渡の認可をした方が大田市場花き部全体にとって必ず好ましい結果になると主張しました。また、卸売業者の協力が必須だと考え、「不払届」の撤回をしてくれるよう協力を求めました。不払届の撤回こそ実現しませんでした。後記のとおり、後に「解決届」を出して下さいました。

5 事業譲渡認可後における仲卸業務許可の取消しの危険性

「不払届」が提出されたままであれば、譲受人は「取り消し得る仲卸業務許可」、つまり瑕疵付きの許可を取得するだけであり、事業譲渡後に仲卸業務許可が都によって取り消される危険があるのでは、そういう心配がありました。都が、自ら事業譲渡の認可をした後に、譲渡対象の仲卸業務許可を取り消すとは考え難いですが、やぶへび覚悟で都に確認すると、「事業譲渡によって、債権債務が譲受人に全て引き継がれ、譲受人は不払届を提出した債権者に対する支払義務も承継する。譲受人が承継した債務を支払わず、卸売業者が解決届を提出しないのであれば、許可取消しの可能性はある。」という答えでした。債務承継問題がゾンビの如く蘇ってきました。まさか都がとは思いつつも、譲受人を獲得するためには、卸売業者に「解決届」を提出してもらえるよう努めることが重要だと再認識しました。「解決届」を提出していただくための努力を続け、破産開始して債権届の後速やかに、都に宛てて解決届を提出していただくことに成功しました。

6 入札募集及び事業譲渡契約

以上苦勞しながらも、入札要項や事業譲渡契約案に様々な工夫を凝らしながら、平成26年3月に入札手続に漕ぎ着け、2回目の入札募集で幸いにして複数の入札があり、候補者に優先交渉権を付与して、何とか譲渡契約締結・決済を果たした次第です。

反社との面談・交渉の仕方について (その7)

弁護士 小川 幸三



弁護士 担当者の心構えの残り、「無理をしない」の第2の意味について説明しましょう。それは、ズバリ「弁護士のせいにする」です。

不動産会社管理部長 弁護士のせいにする? ですか?

弁 「会社のせいにする」と理解することも可能です。例えば、会社の社員がミスをしたとき、反社会的勢力がそれに託けて念書を書くように要求する場合があります。以前、お話ししましたが、反社との対応で「念書等は書かない」という原則がありますが、これは、どういう理由からでしょうか?

部 それは、損害賠償責任の有無・範囲が不明確な段階で書面化して認めさせることによって後で争えなくするため、また、書面がブラックジャーナルに渡って更なる被害が発生する可能性があるため、書いてはいけくないのではないのでしょうか(民暴ABC2007年7月号参照)。

弁 そうですね。ですから、反社が社員に対し会社の名前で念書を書けと要求してきたら、社員はこれを拒否するのですが、何と言って断りますか?

部 そうですね。「私には書面を書く権限はありません」でしょうか?

弁 そうすると、彼らは「じゃあ、あんた個人としてミスを認める書面を書け」って言ってきますが、これにはどう対応しますか? 「自分のことだから権限云々は関係ないだろう!!」って言って来ますよ。

部 自分のミスを認めながら、書面を書かないという、ミスを認めないと取られかねない態度をとることは当の本人としては苦しいですね。

弁 そのとおり。「お前、口ではミスを認めて謝っているけど、全然謝っていないじゃねえか!」と彼らは言いますから。このような反社会的勢力の手口として、担当者の個人攻撃があります。矛先が自分に向いたとき、個人の力で拒絶し続けることは大変ですので、私は、「弁護士のせいで拒絶するしかないんです」と言い訳をすることを提案しています。これが「無理をしない」の第2の意味です。

部 具体的にはどうすればいいんですか?

弁 私は、担当者には、「顧問弁護士から『個人としてでも書面を書いたら処分する』と言われたので、書けません」と言いなさいと言います。

部 ええっ!! そんなこと言って大丈夫なんですか?

弁 会社が民法第715条の使用者責任を負うかどうかを適切迅速に判断するためには、担当者からの迅速正確な事情聴取が不可欠であり、個人攻撃するような相手方の弊害のある書面要求行為があつては迅速正確な事情聴取が歪められる可能性がありますので、その可能性を排除するために「書面を書いてはいけない」と担当者に命令することは、委任を受けた弁護士として当然の行為です。それが、担当者の個人攻撃を回避する効果を持つのであれば尚更良いことですよね。

部 なるほどそういうことですか。そうしますと「無理をしない」というのは、担当者個人が攻撃される場面であればどれでも使えますね。たとえば「弁護士に相談して了解が得られなければ〇〇することはできません」という言い方でもいいでしょうか。

弁 そのとおりですね。弁護士が、「相手方からの申し入れに対してはすべて弁護士の了解を得てから行うように」と事前に担当者に命令をすればいいわけですから。ただ、その場合には事前に弁護士に相談をして本当に弁護士の命令を受けて下さい。

部 判りました。それから「会社のせいにする」というのはどういうことでしょうか。

弁 これも同じです。「会社の内規で、個人であっても会社の許可なく書面を書くことを禁止されているので、書面は書けません」と言います。そのためには、各企業が社員の行動指針を定めた内規があると思いますが、そこに1条項設けておく必要がありますね。

(続く)

詐欺・横領等の被害についての 刑事上・民事上の対応

弁護士 中山 祐樹



当事務所では、詐欺、業務上横領等の犯罪による被害について、刑事告訴や損害賠償請求のご依頼を頂くことが多くあります。

ここでは、このような事案についての対応方法や、注意すべき点などをご紹介します。

1 刑事告訴

告訴とは、犯罪の被害者等が、捜査機関に対して犯人の処罰を求める旨の意思表示のことです。

告訴をするに当たっては、いきなり告訴状を提出するのではなく、警察署等の捜査機関に赴き事前相談をするのが通常です。事前相談の際には、警察署等に告訴状の案文や証拠資料を持参して事案を説明し、捜査機関の担当者から証拠の補充等の指示を受けることになります。

特に、会社が詐欺、業務上横領等の被害に遭った場合、社内の意思決定にかかる決裁や現金の管理の仕組みが問題になることから、稟議書、伝票、現金出納帳、社内マニュアル、関係者の陳述書等、多岐にわたる書類の提出が求められることになります。

このように提出した資料等により、捜査機関が犯罪事実の立証が可能であると心証を抱くに至れば、告訴は受理されることになります。

告訴が受理されると、捜査機関が捜査に着手し、その結果、検察官が起訴相当と判断すれば、刑事事件として立件されることになります。

2 民事上の請求

一方で、犯罪によって被った損害の賠償を求めるためには、損害賠償請求訴訟の提起など、民事上の請求を行う必要があります。

このような請求をするに当たり、既に相手方に関する刑事訴訟事件が係属している場合には、当該刑事事件の訴訟記録の閲覧謄写を行い、これを損害賠償請求に役立てることが考えられます。

進行中の刑事事件については、訴訟記録の閲覧謄写をすることはできないのが原則ですが、刑事事件の被害者等については、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)により、当該刑事事件の裁判所が不相当と認める場合を除いて、訴訟記録の閲覧謄写をすることができるものとされ

ています。

また、自身が受けた被害については刑事事件として立件されていないが、相手方が別の被害者に対して犯した同種の余罪について刑事訴訟が係属している場合には、記録の閲覧謄写が損害賠償請求権の行使のために必要であり、かつ当該刑事訴訟事件の裁判所が相当と認めるときには、当該刑事訴訟事件(同種余罪事件)の訴訟記録の閲覧謄写をすることができるとされています。

3 保釈保証金の差押え等

民事訴訟等の結果、相手方に対する確定判決等の債務名義を取得した場合には、これに基づく損害賠償金の回収方法を検討することになります。相手方が刑事事件で逮捕勾留された後、保釈されている場合には、保釈保証金の還付請求権を差し押えることが考えられます。

もともと、保釈保証金を差し入れているのが相手方自身ではなく相手方の弁護士である場合は、保釈保証金の還付請求権を直接差し押さえることはできず、相手方が弁護士に対して預託した保釈保証金の原資の返還請求権を差し押さえるなど、別途の検討が必要になります。

4 従業員犯罪の場合

従業員による会社犯罪(業務上横領、背任等)の事実が判明した場合には、以上に加えて、懲戒処分等の問題が生じます。

懲戒処分は就業規則等に基づくものでなければならず、また処分に当たっては、適正手続を遵守する必要があります。懲戒解雇において解雇予告手当を不支給とする場合には労働基準監督署の認定が必要です。従業員の犯罪が判明した場合でも、必要な手続を踏まずに懲戒処分を行うことは避けなければなりません。

なお、従業員による会社犯罪の事実を認知した場合、(言い逃れができないような)客観的な裏付けを固めた上で本人から事情聴取を行い、その様子を録音録画するなどして、後日の立証に備えることが重要です。

5 まとめ

当事務所は、以上のような犯罪被害に対する刑事、民事上の対応について、多くの経験を有しております。お困りの際は、お気軽にご相談ください。



『警察安全相談対処ハンドブック』

篠崎・進士法律事務所 編

出版社：立花書房 定価：1,800 円＋税
判型：A5 判 頁数：227P

この度、当事務所は、立花書房から『警察安全相談対処ハンドブック』を上梓することになりました。

本書は、警察大学校で講師を務める篠崎芳明弁護士及び小川幸三弁護士が中心になって、警察官が市民から実際に相談を受ける基本的な問題をQ&A方式でわかりやすく解説しています。

本書の形式ですが、現場の警察官の意見や警察官OBのアドバイスを参考にしながら、警察官が市民から受ける各種相談の中でも相談件数の多い種類の案件や、対応に苦慮することの多い案件を中心に、基本的な相談事例を想定し、事例に対する回答と解説、対応上の留意事項を記載しています。想定した具体的事例に即して端的に回答を示しているので、実際に警察官が市民から相談を受けたときに直ちにアドバイスできるようになっています。また、「対応上の留意事項」の項目では、警察官が陥りやすい間違いや適切に問題解決をするためのポイントを弁護士の視点から平易に述べているので、「回答」と「対応上の留意事項」を確認することによって、基本的な問題に対応できるようになっています。加えて、「解説」では、問題の所在を抽出した上で法令による基本原則を示し、対応策や類似事例・関連事例について説明しており、「解説」を参照することによって、より複雑で発展的な問題にも対応できるようになっています。

本書は警察官向けの相談手引書の体裁になっていますが、警察官が相談を受けやすい案件とは、とりもなおさず一般の方々が生活上で遭遇しやすい問題です。したがって、本書のQ&Aは、皆様が実際に設例類似のトラブルに巻き込まれたときにも、問題解決のお役に立つであろうことは間違いありません。書店で見かけたときには手にとっていただければ幸いです。

鶴岡 拓真

目次

市民が期待する警察安全相談

- 1 はじめに（警察安全相談の意義と重要性）
- 2 市民が期待する警察安全相談担当者の心構え
- 3 対応の基本
- 4 民事に絡む事案の取扱い

第 1 章 反社会的勢力の問題

第 2 章 家庭内トラブル

第 3 章 ストーカー問題

第 4 章 サイバートラブル

第 5 章 近隣トラブル

第 6 章 借地借家トラブル

第 7 章 マンショントラブル

第 8 章 私道トラブル

第 9 章 金銭トラブル

第 10 章 契約・取引トラブル（悪徳商法）

第 11 章 会社のトラブル

第 12 章 交通事故ほか

第 13 章 相続トラブル

第 14 章 犯罪未然防止

第 15 章 そ の 他

コラム



事務所旅行記

5月22日から1泊2日、旅行日和の爽やかな陽気のなか伊勢・鳥羽へ行ってまいりました。

名古屋駅で新幹線を下車し、高速を下って伊勢神宮へ。2年前に式年遷宮を行い、美しく整えられた外宮・内宮に参拝しました。ベテランガイドの説明に聞き入り、宇治橋から五十鈴川を眺めれば、心も洗われ、すっかり笑顔に！

参拝して心を清めたところで「おかげ横丁」をぶらり。江戸期の伊勢路風情を再現した横丁には、名物の赤福をはじめ、伊勢の味処やお土産処がずらりと並び、夕食間近にもかかわらず、思わずつまみ食い！伊勢の美味を堪能しました。

翌日は、まずは鳥羽水族館へ。3万点もの生物が飼育される世界最大級の水族館では、芸達者なアシカのカーリーのパフォーマンスに拍手喝采でした。

その後はミキモト真珠島へ。世界初の真珠養殖に成功した島内では、本物の海女による素潜りショーを見学しました。

白い磯着の“海女ちゃん”の優雅な泳ぎに見とれた後は、半世紀以上現役の海女さん達が手焼きしてくれる浜焼きで昼食です。昔話を伺ったり、相差音頭を拝見しつつ、新鮮な海の幸をお腹一杯いただいて今回の事務所旅行を終えました。

食いしん坊の幹事らしく食にこだわった行程でしたが、弁護士・事務員ともにリラックスし、それぞれが気持ちを新たに仕事に取り組んでいると確信しております。皆様には今後とも一層のご愛顧をいただければ幸いです。

山口和男弁護士退所のご案内

当事務所の客員弁護士であった山口和男先生は、健康上の理由で本年3月31日をもって弁護士登録を抹消し、当事務所を退所されました。

山口先生は、昭和36年4月に裁判官として任官され、東京地方裁判所商事部総括判事、旭川地方裁判所・家庭裁判所所長などを歴任し、平成4年4月に退官されました。退官後は、公証人として執務された後、平成12年4月に弁護士登録をし、客員弁護士として当事務所に

参加されました。また、山口先生は、『特別清算の理論と裁判実務』（新日本法規）をはじめ、多くの法律書の執筆・編集をされております。

山口先生には、当事務所における事件処理等について裁判官としての経験を踏まえた貴重なご意見を頂くとともに、事務所内の勉強会等においても多くのご指導を頂きました。ここにあらためて、先生に感謝と御礼を申し上げます。併せて先生のご快復をお祈り申し上げます。

弁護士 篠崎 芳明

退所ご挨拶

鈴木哲広弁護士退所挨拶

この度、篠崎芳明先生・進士肇先生のご快諾を得て、本年3月末日をもって篠崎・進士法律事務所から独立し、4月より都内の法律事務所に参画いたしました。

弁護士登録以来4年3か月在籍した篠崎・進士法律事務所では、篠崎先生をはじめ諸先生方のご指導のもと、弁護士としての基本的姿勢から紛争解決に必要な法的スキルまで、多くのことを学ばせていただきました。

また、反社会的勢力との関係遮断案件をはじめ、各

種民事訴訟や交通事故案件、企業買収時の法的監査（デュー・ディリジェンス）、労働案件、家事事件など、幅広い案件を多数担当させていただくことができましたのも、ひとえに皆様方のご厚情の賜物と心より感謝申し上げます。

これまでの経験を糧に、微力ながら少しでも皆様方のお役に立てますようより一層の努力を重ねて参りますので、今後ともご指導ご鞭撻賜りますよう何卒よろしく願い申し上げます。

弁護士 鈴木 哲広

近況報告



弁護士 篠崎 芳明

私が、古希を迎えた平成23年4月から、当法律事務所出身者が私の「誕生日を祝う会」を毎年4月に開催してくれています。今年は4回目となりましたが、山際悟郎弁護士が長野市から参加するなど多数の出身弁護士が集まってくれました。毎回思い出話になりますが、「すぐにやれ。まだできないのか。」と私から叱咤されたとの話が必ず出ます。私は、「お客様が期待していることは迅速な対応だから、期待に応えることは当然。」と答え、「あなたたちは独立後どうしていますか。」と質問すると、全員が「即対応は当然であり、そうしている。」との答えが返ってきます。毎年うれしくなります。



弁護士 進士 肇

2月22日(日)の東京マラソンは、4時間24分11秒で完走。3月22日(日)の板橋cityマラソンでは、前日ゴルフをして宴会までやったことにより、マラソンの神様にそっぽを向けられ、4時間56分もかかってしまいました。6月6日(土)のウルトラ系「柴又マラソン」60kmには真面目に(?)取り組み、途中歩きながらも7時間17分06秒でフィニッシュしました。司法研修所民事弁護教官の職もいよいよ最終年の3年目で、68期集合修習・69期導入修習に突入します。8月から12月まで5ヶ月間の長丁場を、担当クラス計約200名の司法修習生たちと一緒に駆け抜けます。もちろん仕事も全開です。



弁護士 小川 幸三

小学生のときに「政治家になる」と言っていた娘も4月からリケジョ。今まで女子校だったので、大学デビューにあたって妻が化粧、服装、髪型に非常に気を遣い、娘も女子大生らしくなりました。息子も大学院に進んで、何とか粒子の研究を何とか。一人暮らし5年目に突入し、たくましくなっていることを願うばかりです。でも時々聖地アキバに出没するようで、まだまだ目が離せません。



弁護士 寺嶋 毅一郎

今年の夏は司法研修所卒後20周年。同期が京都に集まります。弁護士会館落成と同時に登録して20年、あつという間でした。「…今の若いもんは知らんじやろうが、ワシが登録したころは書面は皆ワープロで、B4縦書き袋綴じの準備書面に毎ページ割り印するのが、それは手間じゃった。新民訴なんちゅうもんもまだなくて、書面はFAXでは提出できず、皆当日裁判所に正副持参しておったもんじゃ…」(最後は嘘。当時からきちんと事前提出を心がけていた…答です)。「登録30年で振り返る機会がもしあれば、上記に「債権法もまだ古いものを使っておっとなあ。」という内容が加わるのかと思うと、遠い目になる今日この頃です。



弁護士 杉山 一郎

つい先日、ペンシルホルダーを買いました。地球環境に優しいとか、見た目が格好いいとか、理由は色々ありますが、やはり短くなった鉛筆がもったいないですね。ペンシルホルダーの値段はまちまちで高いモノはシャーペンの様な外観で2000円弱もします。書きやすいのですが、そこまで出すのももったいないと思ってしまう。



弁護士 中山 祐樹

最近、朝型まではいかずとも、夜は少し早めに帰り、その代わり朝は少し早めに出勤するように心がけています。よく言われるとおり、仕事は夜よりも朝のほうが捗るといことが、身をもってよく分かりました。早く起きること朝の慌ただしもなくなり、気持ちの余裕も持てるような気がします。



弁護士 石黒 一利

本年4月から弁護士会の派閥の執行部に入りました。弁護士になってからこれで3回目の執行部入りですが、今回は初めてのゴルフ担当です。早速4月に懇親を兼ねて同じ派閥の弁護士とゴルフに行ってきました。今年度は何ラウンドできるのか今から楽しみです。いえいえ、決してゴルフに行く口実を作るためにゴルフ担当になったわけではありませんよ(笑)。



弁護士 鶴岡 拓真

先日、久しぶりに自転車のメンテナンスをしました。数年前に山梨県で修習をしていたときは休日のたびに諏訪湖や河口湖、西沢渓谷などに行ったりして愛機といえるほど乗り回していましたが、最近では乗る機会が減っていたことから、埃にまみれてしまっておりショックを受けました。これからは休日のたびにとまではいなくても、月に1回くらいはどこかに走りに行こうと思います。



弁護士 清水 恵介(客員)

1月に発刊された『民法判例百選I〔第7版〕』(有斐閣)に、共同抵当の判例解説を執筆したほか、山川一陽先生のご朴記念(日本法学80巻3号)に敷金の論稿を、村田彰先生の還暦記念(『現代法と法システム』(酒井書店))に温泉権の論稿を執筆しました。5月には、所属大学で日本成年後見法学会の学術大会が開催され、運営と総括を担当しました。



税理士 藤代 節子

7月から海外へ移住する株長者や海外在住者への株相続贈与に課税する出国時課税制度が始まりました。正にこの税制のターゲットだった元同業の友人は昨年出国してセーフ。すっかり移住生活を楽しんでいる様子です。こちらはというと、誕生した新税制の初適用となる時に備え身構えています。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。
ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

